

## 配水管工事材料使用承認委員会取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、配水管工事材料使用承認委員会要綱第1条により設置された委員会の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認)

第2条 新潟市水道局（以下「局」という。）が発注する配水管工事に使用する材料（以下「材料」という。）を、局の施行基準及び本市の特性を考慮し、日本工業規格（JIS）及び日本水道協会規格（JWWA）に基づき、使用承認（以下「承認」という。）するものとする。

2 必要と認められた場合は、前項の規格以外の材料についても承認することができる。

(適用範囲)

第3条 承認を必要とする材料の範囲は、管口径が50ミリメートル以上のもの及び付随するものとする。

(申請)

第4条 承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類（以下「申請書類」という。）をそろえて、新潟市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申請することとする。

(1) 配水管工事材料使用承認申請書

(必要事項 申請年月日・分類)

(2) 日本水道協会（指定）検査工場の登録（継続）通知書（写）

(3) 構造、材質、機能説明書

(4) 水道水の接触する部分の材質及び浸出試験成績書（写）

(5) 納入実績表

(6) 事業概要

(7) その他必要書類

2 委員長が不要と認めた場合は、申請者は、前項各号で定めた申請書類の一部を省いて申請できるものとする。

3 委員長は、申請内容の確認のため必要と認めた場合は、申請者に対して、申請者の事業所への立入りを求めることができる。

4 委員長は、専門部会による調査結果で指定した要件を満たしていると認めた場合、委員会開催に替えて承認することができる。

(専門部会)

第5条 専門部会は、申請された案件について調査し、委員会へ報告する。

(承認通知)

第6条 管理者は、配水管工事材料使用承認委員会で承認と決定したものについて、配水管工事材料使用承認通知書を交付するものとする。

(承認の取消)

第7条 第2条に基づいて承認した材料であっても、後日不良と判断した場合は、承認を取消することができる。

(承認事務の所管)

第8条 委員会の庶務は、総務部技術管理室が所管する。

(限定承認)

第9条 管理者は、使用する工事を限定し、材料の承認をすることができる。

2 前項の規定による承認は、当該工事を所管する課(所)において行う。

(その他)

第10条 この要領で定めるもののほか、この要領の運用に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は平成18年1月27日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は平成19年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は平成27年7月21日から施行する。